

令和8年6月1日

保護者 様

県立北須磨高等学校
校長 津田 量

新たな防災気象情報に伴う規定の変更について

向暑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年5月29日（金）より、気象警報が「警戒レベル」と一体化し、「危険警報」の新設や名称変更がありました。

これに伴い、「気象情報、交通機関の運休に伴う臨時休業措置等について」の規定を次の通り変更いたします。

新たに設定された「河川氾濫」に関する警報については、神戸市に指定河川洪水予報区域がないため、本校の臨時休業の判断対象には含まれません。

なお、気象警報発令の際は、十分にご注意いただき、身の安全を第一に行動くださいますようお願いいたします。

●変更後の規定（全文）

気象情報、交通機関の運休に伴う臨時休業措置等について

- 午前7時の時点で、次のいずれかが起きている場合は、臨時休業の可能性があるので自宅待機をすること。
 - 神戸市のいずれかの区に大雨（レベル3以上）、土砂災害（レベル3以上）、大雪、暴風、暴風雪（波浪、高潮警報は除く）のいずれかの気象警報が発表されている場合
 - 名谷駅を発着する神戸市営地下鉄が運休している場合
- 午前10時までに1のすべての事象が解除された場合は、11時35分にSHRを行い、第4限（11：45）より授業を行う。なお、この場合食堂の営業は行わない。
- 午前10時の時点で、1-(1)、1-(2)のいずれかの事象が継続している場合は、臨時休業とする。
- 「神戸市」以外の区域に居住している生徒について、居住地に1-(1)の警報等が発表されている場合、また、居住地付近の河川に氾濫警報（レベル3以上）が発表されている場合は、上記2、3に準じる。なお、その場合の欠席は公欠扱いとする。
- 上記1-(2)以外で、通常通学で利用する交通機関が運休しており、代替交通手段の確保が困難な場合は、該当交通機関の運行が復旧次第登校する。なお、その場合の欠席は公欠扱いとする。
- 定期考査中に1の事象が起きた場合は、その日を全日臨時休業とし、その日の考査は考査最終日の翌日に実施する。2日以上に渡った場合も原則として、最終日の翌日以降に続けて実施する。

※ 下線部が変更点になります。